

過疎地域いきいき集落づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、過疎地域内の集落の住民、地域団体等が主体的に取り組む集落の維持・活性化に資する事業に対する総合的な支援のため、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象地域)

第2条 事業実施の対象地域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村
- (2) 過疎法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項に規定する過疎地域とみなされる区域として過疎法第2条第2項の規定により公示された区域の市町村
- (3) 過疎法第44条第4項に規定する過疎地域とみなされる区域として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号。以下「施行令」という。）第5条の規定により読み替えて適用される第2条第2項の規定により公示された市町村
- (4) 過疎法附則第5条に規定する特定市町村として施行令附則第3条第1項の規定による公示された市町村
- (5) 過疎法附則第7条第1項に規定する特定市町村として施行令附則第4条第1項の規定による公示された市町村

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助事業が国又は県の他の補助制度の対象となっているときは、補助対象外とする。

- 2 前項の補助事業者は、自己又はその役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(事業計画)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画書（様式第1号）を作成し、指定の期日までに、当該申請者の所在地の市町村を所管する行政県税事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項に定める事業計画書は、事業実施地域の市町村の長を経由するものとする。

(補助金の額の内示)

第5条 所長は、前条により提出された事業計画書について、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の額を申請者に対し通知書により内示するものとする。

(交付申請)

第6条 内示を受けた申請者は、規則第4条の規定により補助金の交付を申請するときは、所長が定める期日までに補助金交付申請書(様式第2号)を所長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付を申請するにあたっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項に定める申請書の提出は、第4条第2項を準用する。

(交付決定)

第7条 所長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には、交付の決定をするものとする。

2 所長は、補助金等の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができるものとする。

(交付の条件)

第8条 所長は、補助金の交付について規則第6条に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

2 補助事業の遂行において第3条第2項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報しなければならない。

3 所長は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 補助事業者は、補助金が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例、他の規則の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

5 補助事業者は、補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

6 補助事業者は、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(交付の変更)

第9条 補助事業者は、次に掲げる補助事業の変更を行うときは、規則第9条第1項の規定に基づき、補助金変更承認申請書(様式第4号)を所長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 補助事業の計画を変更するとき。

(2) 補助事業の設置場所を変更するとき。

(3) 補助対象事業費を変更するとき。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

(5) その他所長が必要と認める事項を行うとき。

2 規則第9条第1項第1号に規定する「知事があらかじめ認める軽微なもの」とは、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費の配分の変更で、その割合が2割を超えない場合

(2) 補助対象経費の減少で、その割合が2割を超えない場合

3 第1項に定める補助金変更承認申請書の提出は、第4条第2項を準用する。

4 所長は、前項により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合には、変更承認書(様式第5号)を交付するものとする。

(遂行状況報告)

- 第10条 補助事業者は、補助金交付の決定を受けたときは、すみやかに事業に着手し、必要に応じて、各行程を写真等に記録しなければならない。
- 2 補助事業者は、所長から指示があったときは、補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書(様式第6号)により、所長に報告しなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに所長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)を所長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める報告書の提出は、第4条第2項を準用する。

(補助金等の額の確定、交付、返還)

- 第12条 所長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、規則第7条の規定により報告書等の書類の審査、現地調査等を行い、その成果が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該額を交付するものとする。
- 2 所長は、補助事業の遂行上、特に必要があると認めたときは、補助事業者に対し、概算払いをすることができる。
- 3 前項の規定により概算払いを受けようとする補助事業者は、所長と協議のうえ、概算払請求書(様式第9号)を所長に提出するものとする。
- 4 すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、所長の定める期限内に返還しなければならない。
- 5 第3項に定める請求書の提出は、第4条第2項を準用する。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第13条 所長は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき。
- (3) その他、規則に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る補助金を所長の定める期間内に返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに所長に報告しなければならない。
- 2 所長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、取り壊し、廃棄し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、改造し、貸し付け、若しくは担保に

供しようとするときは、あらかじめ所長の承認を得なければならない。ただし、取得した財産を移転する場合若しくは補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 所長は、前項により既に交付した補助金額を返還させるときは、当該財産の耐用年数及び経過年数を勘案し、返還額を算定するものとする。

（書類の整備保管）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間、整備保管しておかなければならない。

（事業成果のフォローアップ）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から2年間、補助事業の成果等について検証・評価を行うものとする。

- 2 所長は、前項の結果について、補助事業者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、所長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、その都度知事が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（要綱第3条関係）

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
<p>過疎地域内の集落の住民、地域団体等が主体的に取り組む集落の維持・活性化に資する事業のうち、次の要件をすべて満たすもの</p> <p>①群馬県過疎地域持続的発展方針に沿った取組であること ②過疎地域内の集落の維持・活性化に資するソフト事業であること。 ③住民の自主的、主体的な活動を促す契機となること。 ④地域資源を活用した事業であること ⑤事業の継続性・発展性が見込まれること。 ⑥取組の目標・目的が明確であること。 ⑦行政と住民、地域団体等が連携した取組であること。 ⑧他の集落のモデルとなるような取組であること。</p>	<p>1) 市町村 2) 住民自治組織（自治会、町内会、行政区等） 3) 次の要件をすべて満たす地域団体等 ①組織体制等が明らかな規約等を有すること ②事業を適正に執行できる体制、能力があると認められること ③会計経理が明確であること</p>	<p>補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めるもの（ソフト事業）</p> <p>※事業が国又は県の他の補助制度の対象となっているときは、補助対象外とする。</p>	<p>1) 全部過疎地域 ①補助率 4分の3以内 ②補助限度額 800千円</p> <p>2) 一部過疎地域 ①補助率 2分の1以内 ②補助限度額 800千円</p> <p>※補助金の交付決定額、確定額は、1千円未満を切り捨てる。</p> <p>※事業実施で収入が生じる場合で、補助対象経費から事業収入を差し引いた額が補助金の交付決定額を下回るときは、当該収入を差し引いた額を補助金として交付する。</p>